

南和広域医療企業団文書廃棄等業務 仕様書

1. 業務概要

南和広域医療企業団（以下、「企業団」という。）の廃棄対象文書（金具付きフラットファイル・綴じ紐・ホチキス・クリップ等も含まれる。）を搬出し、溶解処理業務を行うこと。

2. 対象文書回収場所

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 南奈良総合医療センター | 吉野郡大淀町大字福神 8 番 1 |
| (2) 南奈良看護専門学校 | 吉野郡大淀町大字福神 7 番地の 1 |
| (3) 吉野病院 | 吉野郡吉野町大字丹治 1 3 0 番地の 1 |
| (4) 五條病院 | 五條市野原西 5 丁目 2 番 5 9 号 |

3. 業務内容

- (1) 上記の回収場所から、廃棄対象文書を搬出し、溶解処理を行う。
- (2) 対象物の搬出、積み込み、積み下ろしは全て受注者が行うものとする。
- (3) 溶解処理対象物については、回収後速やかに溶解処理を行ったうえ、溶解処理証明書を企業団に提出すること。
ただし、各回収場所においては企業団職員立ち会いのもと、作業を行うこと。

4. 運搬物の大きさ及び予定数量

運搬物は 440×320×320mm 前後の段ボール箱に収納されており（1箱の概算重量は 15 kgから 20kg 程度）、各回収場所の運搬物の数量は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 南奈良総合医療センター | 113 箱 |
| (2) 南奈良看護専門学校 | 51 箱 |
| (3) 吉野病院 | 28 箱 |
| (4) 五條病院 | 141 箱 |

ただし、数量は予定数であり、重量は概算であるため、受注者は予定数量及び重量の変更に伴い、異議申し立てを行わないこと。

5. 再委託の禁止

- (1) 受注者は、委託業務の全部または一部を第三者（以下「再受注者」という。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 受注者は、再受注者に対し、受注者が本契約に基づき負担する義務及び責任と同等の義務および責任を遵守させることとし、再受注者によって企業団に損害が生じた場合、再受注者と連帯して損害賠償責任を企業団に対して負うものとする。

6. 秘密保持

受注者は、この業務によって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この業務が終了し、または解除された後においても、また同様とする。

7. 留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施方法・実施スケジュール及び実施体制について、企業団と十分協議する。
- (2) 本作業においては、来院者等に対して十分に配慮した上で、養生してから作業をすること。また、各建物・設備に損傷・破損を与えないこと。万が一、損傷・破損を与えた場合には、受注者の責任・負担において現状に復旧すること。
- (3) 廃棄対象物の開封は一切行わず、収集した当日に段ボール箱のまま溶解処理を行うこと。
- (4) 受注者は、委託業務上または、委託業務に関連して知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。

8. 作業日時

令和6年9月1日～9月30日のうち2日間で完了することとし、企業団と事前に調整すること。